

紹介状無しの初診・再診受診時の 選定療養費負担の義務化について

平成 30 年 4 月 1 日の国民健康保険法等の改正により、「地域の医院・診療所」と「400 床以上の病院」との機能分担を推進するため、紹介状なしの受診時に選定療養費として厚生労働大臣の定める金額以上の支払いを求めることが義務化されました。

これにより、他の医療機関等からの紹介状の無い場合には、診察料とは別に「選定療養費」をご負担していただきます。

- 他の保険医療機関の紹介状がなく直接受診される場合

選定療養費 初診時 7,700 円

(消費税含)

歯科/選定療養費 初診時 5,500 円 (消費税含)

- 当院での診療が終わり、他の医療機関をご紹介させていただいたにも関わらず、当院を受診される場合

選定療養費 再診時 3,300 円

(消費税含)

歯科/選定療養費 再診時 2,090 円 (消費税含)

何卒患者様のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和 7 年 4 月 病院長